

静岡県教育委員会

議事録

令和元年度 第21回定例
3月11日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

令和2年3月11日に教育委員会第21回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|------|--------------|-----------|--------|
| 1 | 開催日時 | 令和2年3月11日（水） | 開会 | 13時30分 |
| | | | 閉会 | 15時30分 |
| 2 | 会場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 | 木 苗 直 秀 | |
| | | 委 員 | 木 渡 邊 靖 乃 | |
| | | 委 員 | 藤 井 明 宏 | |
| | | 委 員 | 伊 東 幸 宏 | |

事務局（説明員）	鈴 木 一 吉	教育部長
	松 井 和 子	教育監
	長 澤 由 哉	理事（総括担当）
	木 野 雅 弘	参事兼財務課長
	堀 口 敬 記	教育総務課長
	中 山 雄 二	教育政策課長
	中 川 好 広	福利課長
	宮 崎 文 秀	義務教育課長
	赤 堀 健 之	高校教育課長
	伊 賀 匡	特別支援教育課長
	山 下 英 作	社会教育課長
	名 雪 元	健康体育課長
	西 山 義 則	静岡教育事務所長
	市 川 克 明	静岡西教育事務所長
	三 科 守	中央図書館長
	塩 崎 克 幸	総合教育センター所長
	宮 澤 礼 子	幼児教育推進室長
	大 石 正 佳	教育総務課参事

4 その他

(1) 第48、49、50号議案は原案通り可決された。

(2) 報告事項1、2、3は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、藤井委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 48、49、50 号議案は人事案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。
全 委 員： 異議なし。
教 育 長： それでは第 48、49、50 号議案は非公開とする。公開案件から審議する。

報告事項 1 特別支援学校の臨時休校に係る対応について

教 育 長： 報告事項 1 「特別支援学校の臨時休校に係る対応」について、伊賀特別支援教育課長、名雪健康体育課長より説明願う。

関 係 課 長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： この 1 番の表に書いてある人数以外の児童生徒に関しては、家庭なり施設なりで全員居場所が確保できたという理解で良いか。

特別支援教育課長： そうである。休業に入る前に一度調査を行っており、その回答では、約半分の生徒が自宅で過ごし、4 割の生徒が放課後等デイサービスで過ごし、その他は知人宅や入所施設等で過ごすということで、居場所がないと答えた方は 1 % だった。その方々が学校に来ているという状態である。

藤 井 委 員： 承知した。

渡 邊 委 員： 居場所が確保できたから安心というわけではなく、在宅であったりという状態が長く続くと、御家庭の方の負担感や心配というのが重なってしまう。可能な限り、家でどのように過ごしているかという点について気を配っていただければと思う。もう 1 点、ただいま報告があった袋井市の事例について、神奈川県の方が、という情報をいただいたところだが、これまで義務の小中学校、高校の若者たちにとって、突然の休校となり、やりたいと思っていたであろう卒業式をやる機会も奪われてしまった。子どもたちに休校等活動の自粛を求めるのであれば、中高年の方の行動により、子どもたちが悲しい思いをするという事に関しては、辛い思いである。全国民が責任を持った行動をしなければならないということのきっかけになると思う。大人もしっかりと適切な行動を取るといふ事に関して、発信していけないかと思う。

教 育 長： 渡邊委員の御意見については、いろいろやり方があるような気がする。時期をずらしてやるなど、思い出作りのための何かができれば良いと思う。他に御発言はあるか。

- 藤井委員： 児童生徒については承知をしたが、特別支援学校の教職員について勤務状況はどうか。
- 特別支援教育課長： 教職員は通常勤務である。
- 藤井委員： 100%通常勤務か。
- 特別支援教育課長： 勤務についてはそうである。
- 藤井委員： 特別支援学校に限らず、通常勤務か。
- 特別支援教育課長： そうである。
- 藤井委員： 文科省から何らかの指示は出ているか。
- 高校教育課長： 文科省の方から、教職員に関しては通常勤務という事で指示が出ている。
- 藤井委員： 承知した。今回の件については、極めて特例で難しいとは思いますが、静岡県においてこういったことが発生した場合の危機管理マニュアルというようなものを、今回のことをきっかけに考えていく必要があると思う。例えば、大規模災害のような危機管理マニュアルはあると思うが、感染症に関する危機管理マニュアルの見直しや追加が必要になると思う。もちろん特別支援学校だけではなく、教育委員会全体に関わる話として強く感じる。
- 伊東委員： その関連として、児童生徒が登校できなくなった場合に、各家庭と学校がどのようにコミュニケーションを確保していくのかも課題であると思うが、現状ではどのように対応しているか。
- 特別支援教育課長： 基本的には学校からの通知については、一斉メールやHPへの掲載で対応をしているが、各家庭への対応については、電話連絡等、個別の連絡による対応となってしまう。
- 伊東委員： 藤井委員御指摘の件を考える際に、登校できない期間のコミュニケーションの確保についても、当然検討する必要がある。
- 藤井委員： あえて危機管理マニュアルについて触れたのは、例えば1年後に全く新しいウイルスが出現するリスクというのは常にあり、そういった状態に備えるべきである。今回は政府、文部科学省、厚労省から指示があったが、例えそういったものがなくても、県としてどう動くかといった指針は欠かせないと思う。
- 教育部長： 今回の事案を踏まえて、現在の危機管理マニュアルの修正について検討をしていく。教育委員会だけの問題ではなく、県全体での対応をしていく必要がある。今回についても、新型コロナウイルスの対策本部員会議を開いており、基本方針を決めているが、国からの情報に準じて基本方針を定めているところがあるため、教育委員会は教育委員会として、マニュアルの整備というものは、藤井委員の御指摘通り確かに必要であると思う。
- 藤井委員： それに備えて、現在起こっていることをしっかり記録して、マニュアルを作成するに当たって生きてくる情報を蓄積していく必要がある。
- 伊東委員： 学校閉校したことによって、周辺のどんなところにどんな影響を与えたかということもしっかりと記録する必要がある。

- 教 育 長： あまりこういうことはあってはいけないが、藤井委員の御意見のとおり、いつ発生してもおかしくないものであるため、各委員の御意見というものを参考にして、危機管理マニュアルについて見直したい。他に御意見はあるか。
- 藤 井 委 員： もう1点、報告にあった給食の業務を委託している先に契約通り支払いを行うのはいつまでか。この3月までのものか。
- 健康体育課長： 7月までである。
- 藤 井 委 員： 7月までとしている理由について聞きたい。
- 健康体育課長： 現在の契約が7月までとなっているため、現契約の完了までは支払いを行う。
- 藤 井 委 員： 承知した。万が一現状が長引いた場合の対応というのはどうする予定か。
- 健康体育課長： その点については、次の契約を結ぶ際に状況を見ながら検討する形になる。
- 藤 井 委 員： 特別支援学校のスクールバスについても同様か。
- 特別支援教育課長： 学校によって契約の時期がずれているため、いつまでかということについては、個々の学校によって異なる。
- 藤 井 委 員： 先ほど述べた通り、今の状況がいつまで続くのかという点については、誰も分からないことであるため、あらゆる状況に対応できるように検討して置いた方がよい。
- 教 育 長： 他に質疑等はあるか。
- 全 委 員： (特になし)
- 教 育 長： 報告事項1を了承する。

報告事項2 保育プロセスの質リフレクションシート

- 教 育 長： 報告事項2「保育プロセスの質リフレクションシート」について、宮澤幼児教育推進室長より報告願う。
- 幼児教育推進室長： <報告事項についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 藤 井 委 員： リフレクションシートに出てくるECERS、S STEWとは何か。
- 幼児教育推進室長： 海外で作られている保育の質の評価スケールである。
- 藤 井 委 員： ECERSとS STEWとは、何の略でどういう意味か。
- 幼児教育推進室長： 申し訳ないが略と意味については承知していない。
- 藤 井 委 員： 作成した人が承知していないのか。幼児に携わる人は皆知っているのか。
- 幼児教育推進室長： 恐らく知らないと思われる。
- 藤 井 委 員： 注釈も何も無いが、それで役に立つとは思えないが。評価スケールとして使うので、とても重要なことである。見た人が理解できるものを作

らなければ意味がない。

教 育 長： 御指摘いただいた点については、何らかの形で対応をする。他にも何か御指摘があれば御意見をいただきたい。

伊 東 委 員： 教育の質に関するリフレクションシートのようなものは、世界中でいくつもあると思うが、保育に関してというものは、他にどんなものがあるか。

幼児教育推進室長： 承知している限りでは、東京大学にある発達保育の研究をしているセンターがあるが、その研究員の方が評価スケールを作成して普及をしているという話は聞いている。ただ、県教育委員会通した形で普及をしているものとなると、他に耳に入っているものはない。

伊 東 委 員： 要は他に無く、自分たちで作るしかないということか。

幼児教育推進室長： 参考文献はあるが、作成するとなると思考錯誤しながらという形になる。

伊 東 委 員： よく分からないが、他に無く、これが素晴らしいものであれば、静岡県内だけで留める話ではないと思うが。どうやって県外にアピールしていくかということも考えていった方が良いと思うが。

教 育 長： 全国的な状態も含めて、他に例がないのであれば、伊東委員の御意見のとおり、広報していくことも考えていくべきであると思う。

伊 東 委 員： このリフレクションシートに否定的なことを言っているわけではなく、様々なツールは世の中にたくさんあるが、それを持ってきて使えば良いのか、それでは不十分で新しいものを作らなければならないか、というのをどの時点かで決めていると思うが、世の中には無いならないで構わないが、試行錯誤して出来たものに対して、県内で終わらせてしまうのはもったいないと思う。どうやって県外にアピールしていくのか、といったことも考えていった方が良い。

教 育 長： 静岡県発のものということで分かりやすくした方が良い。伊東委員から御助言いただいた件については、今後活かしていきたい。他に御発言はあるか。

渡 邊 委 員： これは、今後活用する中で使用した方々の意見等も参考にしながら、修正を行っていくという認識で良いか。

幼児教育推進室長： そうである。意見は随時吸い上げながら、改訂版の作成に向けて参考とする。

渡 邊 委 員： 社会教育課の方で、保護者同士が会った時に会話をしながらお互いの困り感や子育てに関する様々な気持ちを共有できる繋がるシートを活用しており、活用事例も積み重なっているため、こちらのシートについても、現場の先生方に使いやすい形になることが大事であると思う。もう一つ、幼児教育推進室の話について、年間であまり聞くことは無いため、中間でも構わないので、義務教育に向けての接続であるとか、御提案等があれば、私達にも共有していただけると様々な発言もしやすくなるため、情報提供をお願いしたい。

幼児教育推進室長： 承知した。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。
全 委 員： （特になし）
教 育 長： 報告事項2を了承する。

報告事項3 ネット依存対策事業の推進

教 育 長： 報告事項3「ネット依存対策事業の推進」について、山下社会教育課長より報告願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： まず、スクリーニングテストについて、約2,000人に実施したということであるが、この2,000人はどのように抽出したのか。

社会教育課長： 地域性のバランスをとり、伊豆・東部・中部・西部の地域で、バランスよく人数配分を行い、各市町の教育委員会に話をして、その中で協力をしていただける所や学校を探した上で、選んでいる。

藤 井 委 員： その結果、約半分弱の依存該当者がいたという事か。

社会教育課長： そうである。

藤 井 委 員： この自然体験回復プログラムをやるということで、声を掛けたのは841名か。

社会教育課長： 声を掛けたのはもっと不特定多数となっており、このテストを受けた方についても、チラシを配布しながら学校に協力を依頼したが、そこからの参加者は無かった。他に、県民だよりやホームページなどを通じて、全県的に周知を図ったが、結果として参加者はこの人数であった。

藤 井 委 員： 確認したいのは、841名に知らせたのかということである。

社会教育課長： 全員に開催について知らせた。

藤 井 委 員： それにも関わらず、6名、4名、4名しか来なかったということか。この6名、4名、4名については、同じ人が参加してもカウントしているか。

社会教育課長： 共通して参加した人数も含まれており、3名が共通して参加している。

藤 井 委 員： 承知した。だとすると、2,000人をテストして、半数近くが問題ありという結果が出て、その中からわずか3、4人しかプログラムを受けていない状態で、評価なんてとてもできないと思うが。この報告に関しては少々強引であると思う。開催して少人数でも人が来たから評価できました、と言っているに過ぎず、実質的評価に全くなっていない。個人的に思うのは、確かにネットに依存している子どもたちが増えてきているというのは分かるが、片やeスポーツが国際的にも競技として認知されており、社会的な環境変化の中で、ネットの力というものが現実の姿としてある。だとすると、こういった講演会をやったり、自然体験プログラムをすることも否定はしないが、もっと日々の学校の現場の中で、先

生と生徒が、そういったことについて、どのように考えるのかという時間を設けないと、こういうことをいくらやっても改善はしないと思う。ネット依存と一言で片づけられない側面というものがあると思う。倫理観や多様性ということも絡み、大げさに言えば文化や価値観といったものにも関わってくる。ネットを使う事それ自体が悪ではなく、必要なことであることは目に見えているため、そういう前提に則って繰り返すとなるが、学校現場で児童生徒も先生方も腹を割って意見を言い合うという場をたくさん作らない限り、講演会やプログラムを組んでもほとんど効果は無いと思う。

社会教育課長： ネット依存対策推進事業については、こういった形で実施しているが、もう一方でネットとの適切な付き合い方の指導についてもセットでやらなければならないと考えており、例えば、小中学校でネット安全・安心講座というのをやっており、それも使いみちなどところであるが、携帯電話会社と協力をして、小学校や中学校で、講座の形式ではあるが、開催を行っている。家庭の中の話であるが、適切な利用について家族間で話し合ってもらい。それを講座の中で活かすという事も行っている。そういった取り組みもセットとして取り組んでいきたい。

伊東委員： このつながりキャンプというものは、文科省の委託事業なのか。

社会教育課長： 文科省の事業である。国そのものが実施しているキャンプもあるが、静岡県以外に4県ほどが実施している。

伊東委員： スクリーニングテストや講演会は、文科省とは関係ない県独自の取り組みか。

社会教育課長： そうである。委託事業という形にはなっているが、県でこの3つの取組を考えた時に、文科省として持っている事業のスキームがあり、このキャンプについては、採択されれば予算が付くという部分があったため、活用したという形である。

渡邊委員： つながりキャンプについて、ちゃんと自分がゲームとか止められないという自覚がある子どもたちが参加してくれれば一番いいと思うが、恐らくそういうものに熱中するタイプの子供たちは、ここには来られないくらいの症状の子が多いのではないかと思う。先ほど藤井委員のお話にもあったが、スマホとの付き合い方について、子どもたち同士がしっかりと話し合って、自分たちが自覚をして自分たちの生活を改善していくという試みが効果があるという事例がいくつもあるので、例えば、携帯スマホアドバイザーを県で育成しているのだから、そういう方々にファシリテーションをやっていただき、子供たちの意識に働きかけるというのが効果的ではないかという部分と、当日の久里浜医療センターの先生の話で、これからどういう部分に力を入れていかなければならないかというヒントがあったと思っており、発達障害系の子供と、ネット依存に親和性が高いことから、何か興味があることには突き詰めて頑張ることが、ゲームの方に向いてしまうとそこにのめりこんでしまうため、そういう傾向がある子供たちに関して、早期にアドバイスをするという

部分と、幼少期からのゲームという部分があり、先ほども若年者への働きかけが必要ということから、小学校という話が出ていたが、今の子どもたちは母親のお腹の中にいる頃から、スマホ等の情報に晒されている。そして、生まれてきた時には、お母さんがスマホを見ながら授乳をされるであるとか、ちょっと泣いたり騒いだりということがあれば、スマホで情報を探すなど、生まれたときからずっとスマホと付き合っていく中で、小中になってネット依存と言われても、恐らく子どもたちにしてみれば、日常生活の続きをやっているだけかもしれない。しかし、本人たちにとってみれば、スマホ以外の将来の可能性を閉じてしまっているのであれば、そういうことを本人が考えるきっかけを作ると同時に、妊娠期から保護者に対して、スマホの影響はどれほど子どもたちに大きい影響があるかということ、保護者世代の人たちにしっかりと伝えることが大切だと思う。最後に、依存症にかかった時には、今回報告いただいたプログラムについて、効果がある所もあるのではないかと思うが、やはり人が集まらないという点は課題で、例えば、eスポーツのチャンピオンシップのティーンエイジャーたちは、学校には行かないで、1日数時間トレーニングをしているが、それだけではチャンピオンにはなれないため、トレーニングをしていない時間は、普通の人と同じように過ごすということ大切にしているというコメントをしている。デジタルとそうじゃないところのバランスをしっかりとるという事が、これからの時代を生きる人たちに必要なことであるということ、しっかりと伝えられるプログラムに育てていければ、とてもいいと感じた。

伊 東 委 員： 講演会にこれだけ人があつまって、キャンプには来ないと実態があるが、問題として関心が全くないわけではないが、自分のこととして対策を打たなければいけないという深刻さも感じていないという事だと思う。

藤 井 委 員： 他に一因として、後援会の参加者の年齢層が気になるところである。中高生がどの程度きているか。保護者や教育関係者は来ているが、児童生徒はあまり来ていないのではないか。

社会教育課長： 対象をどちらかという大人にしてしまっている。

藤 井 委 員： それで人数に開きが出てしまっている。渡邊委員の御意見に共感をするが、ネット依存ということだけを抽出してあれやこれやというのではなく、先ほども述べた通り倫理観や価値観といった繋がりが非常に大きい要因であると思うため、教育現場の中で、自分を律する能力を如何に培い育むかということを追求していかなければならないと思う。

教 育 長： 委員からたくさん御意見を頂いたため、今後どのように取り組んでいくかという事も含め、検討をしていきたい。他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項3を了承する。

(会議の非公開)

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>第 48 号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

<非>第 49、50 号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、令和元年度第 21 回教育委員会定例会を閉会とする。